

第3回札幌市就学援助審議会 議事概要

1 日時

平成29年6月27日（火） 18時から20時

2 場所

札幌市教育委員会 4階 委員会会議室

3 出席者

（審議会委員）

秋山敏晴、五十鈴理佳、熊谷由紀、関あゆみ、土田修、西村宣彦、濱田繁光、古家誠士、若松尚代

（事務局）

仙波教育推進課長、穴田学事係長、赤倉係員、岡本係員、藤田係員

4 議題

- (1) 平成30年度以降の認定基準額について
- (2) 特別限度額のあり方について
- (3) 支給費目の追加について
- (4) 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

5 議事要旨

- (1) 事務局より第2回審議会の内容について補足説明を行った。
- (2) 発言等の概要は以下のとおり。

（平成30年度以降の認定基準額について）

ア 物価の状況等を勘案するのであれば、平成25年4月の生活保護基準を使い続けるのはいかがなものか。前年の生活保護基準を用いるが、掛け率を調整して現行の認定基準額と同程度あるいは現行よりも高くなるような基準にするのが望ましいのではないか。

イ 今後数年間については、物価が大きく下がり、それに連動して生活保護基準額が下がるということは考えにくい。

ウ 基本的には、生活保護基準に連動する認定基準額で構わないが、生活保護制度の見直しにより大幅に生活保護基準額が下がるような場合には、再度就学援助の認定基準額の見直しを行った方が良い。

(特別限度額のあり方について)

- エ 持ち家世帯については、生活保護基準額から家賃にあてるための費用である住宅扶助を控除することを検討してもよいのではないか。
- オ 住宅扶助を完全に除外してしまうと、逆に持ち家世帯が過度に不利になってしまうのではないかと。そのように考えると、(借家世帯より倍率を0.05ポイント低く設定している)現状の特別限度額も非合理的ではないのかもしれない。
- カ 制度を簡素にする意味では、特別限度額を廃止した方がシンプルで良い。
- キ 特別限度額が導入された昭和56年頃は、不動産価格が上昇しており、持ち家は資産という考えが主流だったと思うが、近年は不動産の資産価値も下がってきている。そうした時代の変化も考えた方がよいのではないかと。
- ク 持ち家も借家もどちらも経費がかかり、生活の苦しさについて差はないのではないかと。
- ケ 持ち家で就学援助を受けている世帯像が想像できないので、特別限度額を廃止すべきかどうかの判断が難しい。

(支給費目の追加について)

- コ クラブ活動は参加していない生徒もいることから、全員が平等に受けられる生徒会費やPTA会費を支給するのがよいのではないかと。
- サ 学校の立場からいえば、教育課程に位置付けられている生徒会活動に関する費用である生徒会費をぜひ追加してほしい。
- シ PTA活動も、学校教育の中で必要なものなので支給してあげたい。
- ス 生徒会費、PTA会費を支給するのであれば、実費を学校に直接支払うという方法がよいのではないかと。
- セ お金がないからクラブ活動に参加できないのは望ましくない。札幌市が援助し誰もがクラブ活動に参加できるような環境を作してほしい。
- ソ クラブ活動費を支給するのであれば、部活動に参加している子に実費ではなく一律の金額を支給するのがよいのではないかと。
- タ ウェアやシューズのような子どもが直接身に着けるものに対し援助するのは難しいのではないかと。部活動の活動費として学校に収める額を可能な限り減らしてあげるといった方法が妥当だと思う。
- チ 支給費目の優先順位は、1番目は生徒会費、2番目はPTA会費とクラブ活動費で意見が分かれるところ。

(新入学児童生徒学用品費の入学前支給について)

- ツ 課題はあるようだが、既に入学前支給を実施している他都市の状況も確認し、可能であれば小学校も入学前支給する方向で検討してほしい。